

令和8年3月八幡平市教育委員会定例会

日 時 令和8年3月23日(月)
午後1時30分から
場 所 八幡平市役所2階庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 付議する事件
 - (1) 議案第1号 八幡平市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第2号 八幡平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
 - (3) 議案第3号 八幡平市立小中学校管理運営規則取扱要領の一部を改正する告示について
 - (4) 議案第4号 令和8年度八幡平市学校教育の方針について
 - (5) 議案第5号 八幡平市教育委員会職員の人事異動について
- 5 その他
- 6 閉 会

会議名 令和8年3月八幡平市教育委員会定例会

日時 令和8年3月23日(月)
午後1時30分から 時 分まで

場所 八幡平市役所2階庁議室

出席者 教育長 星 俊也
委員 羽沢 憲英
委員 松田 育恵
委員 小野 永喜
委員 田村 沙和子

説明員 教育次長兼学校給食センター所長兼図書館長 工藤 輝樹
教育総務課長 坂本 譲
教育指導課長兼教育研究所長 田代 英樹
文化スポーツ課長兼博物館長 東本 茂樹

事務局 教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長兼図書館副館長 羽澤 りち子

傍聴人 人

八幡平市教育委員会行事報告

令和8年2月定例会終了後から令和8年3月定例会

月 日	行事等の内容	場 所	担当課等
2月25日(水)	県緑化推進委員会八幡平支部総会	市役所庁議室	農林課
	「はちたん」発表会	平館高等学校	教育総務課
2月26日(木)	第2回社会教育委員会	市役所大ホール	文化スポーツ課
	第2回西根・松尾地区中学校統合検討委員会	市役所大ホール	教育総務課
2月27日(金)	第3回男女共同参画計画策定等委員会	市役所大ホール	文化スポーツ課
3月1日(日)	卒業式	平館高等学校	教育総務課
	社会福祉協議会法人設立20周年記念式典	西根地区市民センター	地域福祉課
3月2日(月)	第2回学校給食センター運営委員会	市役所大会議室	西根地区給食センター
3月3日(火)	学校保健・児童福祉・地域保健事業打合わせ会	市役所大ホール	健康こども課
3月6日(金)	市臨時校長会議	市役所理事者控室	教育指導課
3月7日(土)	市相撲協会総会並びに入賞を祝う会	いこいの村岩手	文化スポーツ課
3月12日(木)	卒業証書授与式	西根一中・安代中	教育総務課
3月13日(金)	卒業証書授与式	西根中、松尾中	教育総務課
	第6回人事調整等会議	サンセール盛岡	教育指導課
3月17日(火)	卒業証書授与式	平笠小、平館小	教育総務課
	市議会第1回定例会(最終日) 市議会議員全員協議会	市議場	総務課
3月18日(水)	卒業証書授与式	田頭小・寺田小・寄木小・田山小	教育総務課
3月19日(木)	卒業証書授与式	大更小・松野小・柏台小・安代小	教育総務課
3月23日(月)	市防災会議	市役所大ホール	防災安全課
	3月教育委員会定例会	市役所大会議室	教育総務課
	第4回総合教育会議		
	教職員管理職辞令交付式、送別会		

八幡平市教育委員会行事計画

令和8年3月定例会終了後～令和8年4月30日

月 日	行事等の内容	場 所	担当課等
3月24日(火)	教育長学校訪問	市内小中学校	教育指導課
3月25日(水)	教育長学校訪問	市内小中学校	教育指導課
3月26日(木)	ひなぎく幼稚園卒園式	ひなぎく幼稚園	教育総務課
3月27日(金)	地域おこし協力隊活動報告会	市役所大ホール	まちづくり推進課
3月31日(火)	退職辞令交付式	市役所大会議室	総務課
4月1日(水)	市職員辞令交付式	市役所大会議室	総務課
	市教育委員会辞令交付式		教育総務課
	市教職員着任式		教育総務課
4月3日(金)	児童生徒支援員辞令交付式	市役所大会議室	教育総務課
	消防団辞令交付式	市役所多目的ホール	防災安全課
4月6日(月)	市行政連絡員会議	市役所多目的ホール	まちづくり推進課
	入学式	西根中・松尾中	教育総務課
4月7日(火)	入学式	柏台小・安代小・西根一中・安代中	教育総務課
4月8日(水)	入学式	大更小・田頭小・平笠小・松野小・寄木小・田山小・平館高校	教育総務課
	市校長会議	市役所大会議室	教育指導課
4月9日(水)	入学式	平館小・寺田小	教育総務課
4月10日(金)	市初任者研修	市役所大会議室	教育指導課
	岩手地区校長会総会・歓迎会	サンセール盛岡	教育総務課
4月11日(土)	消防関係者歓送迎会	西根地区市民センター	防災安全課
4月12日(日)	市スポーツ少年団結団式	八幡平市総合運動公園体育館	文化スポーツ課
4月13日(月)	管内教育長会議、管内校長会議	サンセール盛岡	教育総務課
	第1回盛岡教育事務所管内教育振興協議会理事会・幹事会	サンセール盛岡	教育総務課
4月14日(火)	新規採用職員研修教育長講話	市役所委員会室	総務課
4月16日(木) ～ 4月17日(金)	東北都市教育長協議会定期総会・研修会	八戸プラザホテル	教育総務課

八幡平市教育委員会行事計画

令和8年3月定例会終了後～令和8年4月30日

月 日	行事等の内容	場 所	担当課等
4月22日(水)	4月教育委員会定例会	市役所大会議室	教育総務課
	市教職員管理職歓迎会	いこいの村岩手	教育総務課
4月24日(金)	市副校長会議	市役所多目的ホール	教育指導課
	第1回教育振興会理事会	平舘高校	教育総務課
4月26日(日)	市議会議員選挙投票日		総務課
4月27日(月)	第1回ICT推進協議会、第1回県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換	サンセール盛岡	教育総務課
4月28日(火)	市スキー大会実行委員会総会	市役所大ホール	文化スポーツ課
	雪ゆめ国スポ実行委員会設立総会・第1回総会		
4月30日(木)	市教育研究所教育講演会	市役所大ホール	教育指導課

議案第1号

八幡平市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について

八幡平市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり決定したので委員会の議決を求める。

令和8年3月23日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

学校教育法の改正に伴い、「主務教諭」の職を置くことができることになるため、「主務教諭」を追加すること及び法改正による条項ずれについて、所要の整備をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第1号

八幡平市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊 也

八幡平市教育委員会規則第●号

八幡平市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則

八幡平市立小中学校管理運営規則（平成17年八幡平市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加え、同条第3項中「第17項」を「第18項」に、「第19項」を「第20項」に改める。

第17条の3第2項中「第37条第12項」を「第37条第13項」に改める。

第33条第1項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

八幡平市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(学校教育法に規定する職)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 学校に教頭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭を置くことがある。</p> <p>3 前2項に規定する職の職務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第4項から第17項まで及び第19項(これらの規定を同法第49条において準用する場合を含む。)に定めるとおりとする。</p> <p>(指導養護教諭)</p> <p>第17条の3 (略)</p> <p>2 指導養護教諭は、学校教育法第37条第12項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する職務を行うほか、養護教諭に対して保健教育指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第33条 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭は当該学校の指導教諭又は教諭のうちから、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭、指導養護教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(学校教育法に規定する職)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 学校に教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭を置くことがある。</p> <p>3 前2項に規定する職の職務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第4項から第18項まで及び第20項(これらの規定を同法第49条において準用する場合を含む。)に定めるとおりとする。</p> <p>(指導養護教諭)</p> <p>第17条の3 (略)</p> <p>2 指導養護教諭は、学校教育法第37条第13項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する職務を行うほか、養護教諭に対して保健教育指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第33条 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭は当該学校の指導教諭、<u>主務教諭</u>又は教諭のうちから、保健主事は当該学校の指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、指導養護教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

議案第2号

八幡平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

八幡平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和8年3月23日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校長が学校運営協議会の承認を得なければならない事項に、「業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項」が追加されたため、所要の整備をするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第2号

八幡平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊 也

八幡平市教育委員会規則第●号

八幡平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

八幡平市学校運営協議会規則（平成30年八幡平市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

八幡平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

議案第3号

八幡平市立小中学校管理運営規則取扱要領の一部を改正する告示について

八幡平市立小中学校管理運営規則取扱要領の一部を改正する告示について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和8年3月23日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

校務支援システムが導入されたことにより、教職員の働き方改革の観点から、システム帳票を使用することとするため、所要の整備をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号

八幡平市教育委員会告示第●号

八幡平市立小中学校管理運営規則取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊 也

八幡平市立小中学校管理運営規則取扱要領の一部を改正する告示

八幡平市立小中学校管理運営規則取扱要領（平成17年八幡平市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「承認申請、」を削り、同条中「、承認申請」を削る。

別表中「承認申請、」及び「承認、申請、」を削り、「第10条第1項」を「第10条」に、「教育活動承認申請書」を「教育活動届」に、「様式第6号の1」を「様式第6号」に改め、同表第10条第2項の項を削り、同表第11条第2項の項中「児童・生徒の出席停止報告書」を「出席停止報告」に改める。

様式第6号の1を次のように改める。

様式第6号（別表関係）

第 号
年 月 日

八幡平市教育委員会 様

八幡平市立 学校
校長

教 育 活 動 届

このことについて、八幡平市立小中学校管理運営規則第10条の規定に基づき、別紙実施計画書を添えて届出します。

（別紙）

実 施 計 画 書

学校名

- 1 名称
- 2 計画（期間、場所、日程、経路、対象児童生徒、内容等）
- 3 児童・生徒1人当たり経費（鉄道賃、バス賃、船賃、宿泊料、見学料その他）
- 4 学年別、参加児童・生徒、予定数
- 5 不参加児童・生徒に対する処置
- 6 引率者の職名、氏名及び主たる事務分担
- 7 実施のための安全計画
- 8 その他

様式第6号の2を削る。
 様式第7号を次のように改める。
 様式第7号（別表関係）

出席停止報告統計																																		
N.	学校名	インフルエンザ	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎	風しん	水痘	口頭結膜熱(フェル熱)	結核	腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎 はやり目	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症	手足口病	ヘルパンギーナ	髄膜炎菌性髄膜炎	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	インフルエンザによる学級閉鎖	感冒等による学級閉鎖	(特支)インフルエンザによる出席停止	アデノウイルス感染症	その他の感染症	感染性胃腸炎	マイコプラズマ感染症	受検のため	受検のため	新型コロナウイルス感染症の不安	新型コロナウイルス感染症	校長が出席を要しなと認めた場合	児童相談所等にて一時保護	その他

備考1. 月次集計表(明細)を添付する。

附 則
 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

八幡平市立小中学校管理運営規則取扱要領の一部を改正する教育委員会告示新旧対照表

資料

現 行				改 正 後			
(略)				(略)			
(承認申請、届出及び報告に関する事項)				(届出及び報告に関する事項)			
第2条 規則に規定するもののほか、承認申請、届出及び報告に関して提出すべき書類の期限及び様式は、別表のとおりとする。				第2条 規則に規定するもののほか、届出及び報告に関して提出すべき書類の期限及び様式は、別表のとおりとする。			
(略)				(略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
規則の根拠規定	承認申請、届出及び報告に関する事項	承認、申請、届出及び報告の期限	承認、申請、届出及び報告の様式	規則の根拠規定	届出及び報告に関する事項	届出及び報告の期限	届出及び報告の様式
(略)				(略)			
第10条第1項	教育活動承認申請書	実施日の7日前まで	様式第6号の1	第10条	教育活動届	実施日の7日前まで	様式第6号
第10条第2項	教育活動届	実施日の7日前まで	様式第6号の2				
第11条第2項	児童・生徒の出席停止報告書	実施直後	様式第7号	第11条第2項	出席停止報告	実施直後	様式第7号
(略)				(略)			
備考 1及び2 (略)				備考 1及び2 (略)			
(略)				(略)			

様式第6号の1 (別表関係)

教育活動承認申請書

第 号
年 月 日

八幡平市教育委員会 様

学校長 印

このことについて、八幡平市立小中学校管理運営規則第10条第1項の規定に基づき、別紙実施計画書を添えて承認を申請します。

(別紙)

実施計画書

学校

- 1 名称
- 2 計画 (期間、場所、日程、経路、対象児童生徒、内容等)
- 3 児童・生徒1人当たり経費 (鉄道賃、バス賃、船賃、宿泊料、見学科その他)
- 4 学年別、男女別、参加児童・生徒、予定数及び参加率 (対象となる児童・生徒総数に対し、参加する者の比率)
- 5 不参加児童・生徒に対する処置
- 6 引率者の職名、氏名、性別、年齢及び主たる事務分担
- 7 実施のための安全計画
- 8 その他

様式第6号 (別表関係)

第 号
年 月 日

八幡平市教育委員会 様

八幡平市立 学校
校長

教育活動届

このことについて、八幡平市立小中学校管理運営規則第10条の規定に基づき、別紙実施計画書を添えて届出します。

(別紙)

実施計画書

学校名

- 1 名称
- 2 計画 (期間、場所、日程、経路、対象児童生徒、内容等)
- 3 児童・生徒1人当たり経費 (鉄道賃、バス賃、船賃、宿泊料、見学科その他)
- 4 学年別、参加児童・生徒、予定数
- 5 不参加児童・生徒に対する処置
- 6 引率者の職名、氏名及び主たる事務分担
- 7 実施のための安全計画
- 8 その他

様式第6号の2 (別表関係)

教 育 活 動 届

第 号
年 月 日

八幡平市教育委員会 様

学校長 印

このことについて、八幡平市立小中学校管理運営規則第10条第2項の規定に基づき、別紙実施計画書を添えて届出します。

(別紙)

実 施 計 画 書

学校

- 1 名称
- 2 計画 (期間、場所、日程、経路、対象児童生徒、内容等)
- 3 児童・生徒1人当たり経費 (鉄道賃、バス賃、船賃、宿泊料、見学科その他)
- 4 学年別、男女別、参加児童・生徒、予定数及び参加率 (対象となる児童・生徒総数に対し、参加する者の比率)
- 5 不参加児童・生徒に対する処置
- 6 引率者の職名、氏名、性別、年齢及び主たる事務分担
- 7 実施のための安全計画
- 8 その他

議案第4号

令和8年度八幡平市学校教育の方針について

令和8年度八幡平市学校教育の方針について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和8年3月23日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和8年度八幡平市学校教育の方針を決定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第4号

I 八幡平市学校教育の方針

少子高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展など、これからの社会状況は予測困難で、変動性や不確実性が高まることが予想される。このような時代を生きる子供たちに対し、教育の果たす役割はますます重要となっている。教育は社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人のウェルビーイングの向上と持続可能な社会の創り手の育成に向けて極めて重要な役割を有している。

そのような中、学校には、児童生徒の学びの保障や、いじめ防止対策などの今日的な課題の解決、現行の学習指導要領の着実な実施、社会に開かれた教育課程の実現、教育DXの推進など、大きな変革が求められている。

また、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、様々な体験を通じて全人的な発達・成長を促す役割や、身体的、精神的な健康を保障する福祉的な役割をも担っている。

岩手県教育委員会は、令和6年度に「岩手県教育振興計画（2024～2028）」を示し、「学びと絆で、夢と未来を拓き、社会を創造する人づくり」という基本目標を掲げ、学校教育においては、岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいわてを創造する「生きる力」を身に付けることを目指すこととしている。

八幡平市教育委員会としても、「第3次八幡平市総合計画前期基本計画」の市の将来像として掲げている「次世代に希望をつなぐ八幡平市」、そして基本目標に掲げている「学ぶ喜びにあふれたまちづくり」を基本に据え、国、県の動静と呼応しながら、「八幡平市だからこそできる教育、やるべき教育」という視点を踏まえ、保護者や地域と連携し「八幡平市の次代を担う人づくり」の実現を目指し、教育・文化的活動の充実に努めていきたいと考えている。

現行の学習指導要領においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を確実に身に付け、『生きる力』すなわち知、徳、体のバランスのとれた力をより一層育むこと」と「社会に開かれた教育課程の実現」が求められている。

その理念を受け、令和8年度においては、本市の学校教育方針である「豊かな人間性と創造性に富み、社会の変化に主体的に対応し、未来を切り開いていくことのできる心身ともに健全な児童生徒の育成」を目指し、学校教育の目標として3つの子ども増を掲げるとともに、8つの学校教育指導の重点を設置し、八幡平市の教育の充実・発展に努めるものである。

【学校教育の方針】

豊かな人間性と創造性に富み、社会の変化に主体的に対応し、未来を切り拓いて行くことができる心身ともに健全な児童生徒の育成

【学校教育の目標】

- 心身ともに健康で、粘り強い子ども・・・心の教育の推進と体力の向上
- 学習に励み、勤労を尊ぶ子ども・・・学力の向上、勤労観の育成
- 郷土を愛し、大切に作る子ども・・・地域理解と国際交流の推進

【学校教育指導の重点】

- 1 学力保障 — 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業の実現—
- 2 心の教育 — 豊かな心を育てる教育の充実—
- 3 体力向上 — 体力・運動能力の向上と健康の保持増進—
- 4 英語教育 — 国際交流を見据えた英語力の向上
- 5 防災教育 — 防災・安全意識の向上を図る教育の充実—
- 6 キャリア教育 — 「総合生活力」・「人生設計力」を高める教育の充実—
- 7 特別支援教育 — 一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実—
- 8 地域との連携・協働 — 地域理解の推進と「地域とともにある学校」の実現—

II 八幡平市学校教育指導の重点

国や県の方針や事業との関連を図りながら、次の1～8を、市教育研究所事業や各校の教育活動に具体的に位置付け、各学校への指導・支援を行う。

1 学力保障 — 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業の実現

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業改善の取組を推進し、生きて働く知識及び技能の習得と未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、及び学びを生かそうとする力の育成を図る。

【授業のポイント】

- ア 育成を目指す資質・能力等の授業のねらいや予想される児童生徒のつまずきを児童生徒の姿で具体化に想定し、学習活動、支援方法を計画する。
- イ 児童生徒の気づきや考え、興味・関心に基づいた、子供にとって必然性のある学習課題を設定し、各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を設定する。
- ウ 児童生徒一人一人の学びを深め、主体性を育てるため、あらゆる場面で子ども自身が「選択」し「決定」する場面を授業に位置付ける。
- エ 学んだことを表現し、他者に伝える「アウトプット」の場面を授業に意図的に位置付ける。
- エ 学習のまとめりごとに、評価問題や、児童生徒の自己評価等の場面を設定し、児童生徒自身が学んだことを自覚し、達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。

(2) 校内研究（校内研修）・中学校区連携・同校種間連携の充実を図る。

- ア 市が掲げる「主体的に学ぶ子どもの育成」や自校が目指す資質・能力の育成に向けた校内研究会の在り方や取り組み方を、全教員で協議し、共有する等、日々の授業実践に反映させるための校内研究会の充実を図る。
- イ 「令和8年度確かな学力育成プラン」に記載した学力調査結果の分析内容や目標設定、取組計画などについて、全教員で共有し、指導改善に向けた取組の徹底を図るとともに、教員相互の授業参観に確実に取り組み、子ども主体の授業の実現に向け、教職員一丸となって取り組む意識を高める。
- ウ 各種学力調査の問題（一部も可）を全教員で解く時間を設定し、今求められる資質・能力の育成や授業改善の方向性について共有する。
- エ 中学校区で課題を共有し、小中学校9年間での学びを意識した取組を行う。

(3) 児童生徒の学力や学級集団における満足度等の実態を把握し、授業改善や学級経営に活かす。

- ア 小学校4・5年生と中学校1・2年生で標準学力検査（NRT）を実施し、学習内容の定着状況を把握するとともに、結果を指導改善に生かす。
- イ 小学校4年生と中学校1年生で知能検査を実施し、児童生徒に対する効果的な指導・支援に生かす。
- ウ 小学校4年生と中学校1年生で学級集団調査を年2回実施し、学級集団に対する効果的な指導・支援に生かす。

(4) 家庭学習の充実を通して主体的に学習する習慣の確立を図る。

- ア 「自学のすすめ」（教育委員会作成）の定期的な発行を通して、家庭への啓発を図る。
- イ 学校も児童生徒も検証改善サイクルを意識した取組を進め、主体性の向上に資する。
- ウ 授業内容の定着につながる課題や発展的な課題を計画的に提供する。
- エ 小・中学校が連携した家庭学習の取組を継続・推進する。

(5) ICT機器等を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図る。

- ア 児童生徒の情報活用能力を系統的に育てるとともに、タブレット端末の家庭への持ち帰りなど、家庭での学習の充実を図る。
- イ ICT機器等を「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業の実現に活かせるよう、校内研修等において実践的な研究に取り組む。
- ウ 各種研修を通じて、教職員がICT機器等を活用できるための資質・能力等を身に付け、ICT活用指導力の向上を図る。
- エ 不登校等の児童生徒については、ICTを活用し、自宅等において多様な教育機会を確保し、個々の状況に応じた支援を行う。

2 心の教育 —豊かな心を育てる教育の充実—

(1) 道徳教育を計画的に推進し、道徳科の授業の充実を図る。

- ア 多面的・多角的に考えたり、道徳的価値について自分事として捉えたりできるよう、言語活動等のアウトプット活動の充実を図る。

- イ 指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫する。
- ウ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかという観点で評価する。

(2) 児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることができる指導を心がける。

- ア 学級集団内の人間関係や児童生徒一人一人に関する状況を的確に把握し、信頼とルールに支えられた自律的で協力的な、心理的安全性の高い学校・学級づくりに努める。
- イ 学校生活のあらゆる場面をとおして、「自己存在感の感受」「自己決定の場の提供」「共感的な人間関係の育成」「安全・安心な風土の醸成」に努める。
- ウ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの未然防止、早期発見・適切な対処に向け、全職員による組織的な対応に努める。
- エ いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル等を活用し、いじめに対する感度を上げることや、適切な対処等についての理解に努める。

(3) 不適応児童生徒への継続的な対応を心がける。

- ア 発達支持的生徒指導を基盤とした不適応児童生徒出現の未然防止や、組織的な取組による早期発見・適切な初期対応に努める。
- イ 長期欠席児童生徒の状況を的確に把握するとともに、校内で定期的に検討会議を開き、学校として組織的に対応するとともに、関係機関との連携を図る。
- ウ 必要に応じて市教育支援センター（教育サポートルーム「ウィング～翼～」）を活用し、不登校児童生徒の精神的な安定を図り、集団生活への適応力を高め、学校復帰に向けたエネルギーが湧くように継続して働きかける。
- エ 市教育相談員と連携し、当該児童生徒の担任及び保護者の相談に応じる。

(4) JRC（青少年赤十字）活動を推進する。

- ア 児童生徒の主体性を育み、自律的な生活態度を養うために、「気づき」「考え」「実行する」という態度目標の実現を図る。
- イ 日常の教育活動をJRCの目標と結び付けることで、JRC活動を学校の文化として位置付ける。

(5) 読書活動を積極的に推進する。

- ア 学校図書館司書と連携し、学校図書館の「読書センター機能」、「学習センター機能」、「情報センター機能」の充実を図る。
- イ 発達段階に合わせた家庭読書に積極的に取り組むことで、生活の中に読書が位置付くように働きかける。

(6) 情報モラル指導を充実させる。

- ア 市学校警察生徒指導連絡協議会作成の「インターネット利用のガイドライン」を活用し、スマートフォン、インターネット端末とそれを使った情報の取り扱いについて指導を行う。
- イ 情報モラルに係る授業等を継続して実施し、児童生徒及び保護者の意識啓発を図る。

3 体力向上 ー体力・運動能力の向上と健康の保持増進ー

(1) 体力・運動能力の向上を図る。

- ア 体力・運動能力調査を実施し、体位・体力の実態を的確に把握するとともに、情報を共有し、体力・運動能力向上のための目標を設定する。
- イ 「60（ロクマル）プラスプロジェクト」を推進するため、業間・課外・授業、および家庭生活の中で継続的かつ目的的な運動習慣の形成に向けた取組を実施する。
- ウ 部活動の活動方針（ねらい・指導体制・活動時間等）について、校内で共通理解を図り徹底するとともに、保護者、外部指導者との情報の共有や交流を密にし、部活動の適正化を図る。

(2) 食育の推進を図る。

- ア 給食指導を通して、正しい食事の在り方や望ましい食習慣の定着を図る。
- イ 給食センターの栄養教諭と連携を図りながら、積極的に食育を推進する。

(3) 保健指導の充実を図る。

- ア 「思春期保健事業」を活用し、心の健康、生活習慣病等の指導を行う。
- イ 肥満予防のための取組、性に関する指導、むし歯予防に対応した保健指導を継続的に実施する。

4 英語教育 ー国際交流を見据えた英語力の向上ー

(1) 小・中学校の外国語活動・外国語及び英語科の円滑な接続等について研修し、教員の指導力及び児童生徒の英語力の向上を図る。

- ア 市内全ての中学生が年間1回以上は実用英語検定を受験することとし、英語力の向上に向けた取組の一環として活用する。（検定料1回分を補助する。）
- イ 諸調査の結果・分析により、教員自身の指導について振り返り、授業改善に努める（中学校卒業段階で「英検3級以上相当の英語力」を有する生徒の割合50%を目指す）。
- ウ 中学生の「英語の授業が分かる」の指標について、肯定的回答の割合を県平均と同レベルに改善する。
- エ 小学生の「英語の勉強は好きですか」「英語の授業の内容はよく分かりますか」の指標について、肯定的回答の割合を全国平均プラス3ポイントとなることを目指す。
- オ 小中連携を意識した英語教育の充実を図る。

(2) ハロウ・インターナショナルスクール安比ジャンプの生徒との交流を通して、国際理解への関心を高めると同時に、英語学習に対する意欲を喚起する

- ア 八幡平の良さや、コミュニケーションの楽しさを実感したり、異文化理解等などが進んだりしていくような単元づくりを行う。
- イ 交流を契機に、日常生活における英語の役割を見直すとともに、積極的に学び、活用しようとする態度を養う。

5 防災教育 —防災・安全意識の向上を図る教育の充実—

(1) 防災教育を計画的に推進し、防災・安全意識の向上を図る。

- ア 「いわての復興教育」及び八幡平市防災教育カリキュラムを中心に、具体的な取組を積み重ねることで防災教育の充実を図り、多様な自然災害の発生時に自ら判断し、主体的に行動できる力を育成する。
- イ 岩手山の噴火等を想定し、八幡平市防災計画等に基づき、各学校の危機管理マニュアルを見直すとともに、実態を踏まえた適切な避難訓練や、火山防災副読本を活用した防災教育に取り組む。
- ウ 地域の防災活動への児童生徒の参加を、積極的に推奨するとともに、家庭・地域に防災教育の取組を積極的に発信する。

6 キャリア教育 —「総合生活力」・「人生設計力」を高める教育の充実—

(1) 計画的・継続的・組織的なキャリア教育を推進する。

- ア 教育活動全体で計画的・継続的・組織的にキャリア教育に取り組むために全体計画、年間活動計画を作成する。
- イ 中学校区で連携したキャリア教育の取組を推進する。
- ウ 「キャリア・パスポート」を活用し、キャリア教育の推進を図る。

(2) 学びの意義や目的を実感させる。

- ア 小学校では、「総合生活力」の育成に重点を置き、特に、きまりを守ることの大切さや働くことの楽しさを感じさせ、進んで働く態度を育てるようにする。
- イ 中学校では、「総合生活力」の充実を図りながら、学年が進むにつれて、「人生設計力」の育成の比重が増していくことを念頭に入れ、生徒の興味・関心等に基づいて、職業観や勤労観の育成を図り、将来の目標に向かって努力することや学習することの大切さについて実感することができるようにする。

※「総合生活力」「人生設計力」→「いわてキャリア教育指針」参照

(3) 地域と連携して職場や人材の活用を図る。

- ア 次代の地域の担い手の育成のため、農（みのり）と輝（ひかり）の視点から、地域を見つめ、地域のよさを実感できる体験活動や地域での交流活動を推進する。
- イ 中学校では、2日以上職場体験を位置付ける。
- ウ 地域の方を積極的にキャリア教育のアドバイザーとして活用する。

7 特別支援教育 —一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実—

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習を保障する。

- ア 個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、教育的ニーズに応じた切れ目ない指導・支援を行う。

対象：特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室通級児童生徒、通常学級に在籍し
校内の教育支援委員会の対象の児童生徒

- イ 一人一人の実態に応じた特別の教育課程を編成し、自立に向けた指導を行う。
- ウ 校内教育支援委員会及び、市教育支援委員会の役割や目的、進め方等を市教委と学校とで共有し、適切で間違いのない教育支援を行う。
- エ ひかり・みのりサポート支援員と連携し、適切な指導・支援の充実を図る。

(2) 特別支援教育に対する理解を深める。

- ア 特別支援教育相談員による個別検査を随時実施し、配慮を必要とする児童生徒、未就学児の特性を適確に把握し、学校・園等の指導に活かす。
- イ 特別支援教育に係る校内研修を実施し、対象児童生徒に対する見取りや指導・指導の手立ての理解を深める。
- ウ 職員会議等の場で、対象児童生徒について教職員間の共通理解を図る。
- エ ひかり・みのりサポート支援員の研修を実施し、支援の質の向上を図る。

(3) 特別支援に係る教育相談の場を確保する。

- ア 配慮を必要とする児童生徒の保護者が抱える悩みに対し、特別支援教育相談員や教育相談員が対応し、適切に助言を行う。
- イ 年2回の市教育相談会を実施する他、関係機関と連携し、就学に悩みをかかえる保護者に対応する。
- ウ 盛岡青松支援学校支援センター一部、みたけゆいネット（盛岡みたけ支援学校）の教育・療育相談・研修会支援を活用する。

8 地域との連携・協働 —地域理解の推進と「地域とともにある学校」の実現—

(1) 地域の自然や歴史、伝統・文化に対する理解を深め、八幡平市の「よさ」を実感させることで、郷土を愛し、大切にしている心情を育成する。

- ア 地域の自然を知るために、観察・調査・保護等の活動を実施する。
- イ あいさつ運動や交通安全、防犯、防災など地域と連携した教育活動を推進する。
- ウ 地域の行事等に積極的に参加することで、地域の一員としての意識を育てる。

(2) 八幡平市「地域とともにある学校」づくり推進プランの実現に向けて、「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）を活用し、保護者、地域と連携・協働した学校経営を推進する。

- ア 各校の実態と地域の実状に合わせた「学校運営協議会」を運営し、各学校の特色や地域のよさを活かしながら教育的効果を高める。
- イ 学校運営協議会において、校長が作成した学校経営方針について説明し、承認を得る。
- ウ 「まなびフェスト」をもとに、学校運営協議会における「熟議」を通して保護者や地域住民と、学校の課題や目標を共有し、協働体制の構築・強化を図る。
- エ 「まなびフェスト」に基づいた学校評価（自己評価、学校関係者評価）を実施し、今後の改善方策について見直しを行い、目標設定や取組の改善に反映させる取組（目標達成型の学校経営）の充実を図る。

議案第5号

八幡平市教育委員会職員の人事異動について

八幡平市教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり委員会の議決を求める。

令和8年3月23日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和8年度定期人事異動をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。